令和7年2月定例会 5か年計画等特別委員会の概要

日時 令和7年3月 5日(水) 開会 午前10時

散会 午後 2時 8分

令和7年3月17日(月) 開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時19分

場所 第3委員会室

出席委員 中屋敷慎一委員長

荒木裕介副委員長

長峰秀和委員、須賀昭夫委員、杉田茂実委員、高橋稔裕委員、千葉達也委員、 藤井健志委員、横川雅也委員、細田善則委員、白土幸仁委員、白根大輔委員、 水村篤弘委員、小早川一博委員、萩原一寿委員、金野桃子委員、井上航委員、 城下のり子委員

説明者 《3月5日・議案一括説明時》

[企画財政部]

中山貴洋企画財政部長、都丸久政策・財務局長、村井秀成計画調整課長 [県民生活部]

島田繁県民生活部長、山口将毅青少年課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長 [環境部]

石井貴司環境部長、鈴木健一環境政策課長

「福祉部)

細野正福祉部長、黒澤万里子こども政策課長

《3月5日・議案審査時》

「企画財政部」

中山貴洋企画財政部長、都丸久政策・財務局長、

堀口幸生行政・デジタル改革局長、中村克地域経営局長、

近藤光参事兼交通政策課長、村井秀成計画調整課長、横溝隆夫デジタル政策幹、 橋口純子情報システム戦略課長、田中秀幸地域政策課長、

小山省吾土地水政策課長

[総務部]

渡邉和貴学事課長

「県民生活部」

鈴木淳子共助社会づくり課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長

[危機管理防災部]

黒澤努危機管理課長

「環境部」

山井毅温暖化対策課長、浪江美穂エネルギー環境課長

「福祉部」

播磨高志社会福祉課長、今井隆元地域包括ケア課長、

草野敏行高齢者福祉課長、黒澤万里子こども政策課長、

山崎高延こども支援課長、多久島康寿児童虐待対策幹 [保健医療部]

山口達也医療整備課長、千野正弘医療人材課長、植竹淳二健康長寿課長「産業労働部」

内田貴之産業労働政策課長、松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、 伊藤佳子人材活躍支援課長、下村修産業人材育成課長 [農林部]

中村真也農業政策課長

[県土整備部]

飯塚雅彦道路街路課長

[都市整備部]

石川修都市計画課長、山田暁子住宅課長

[教育局]

無川禎久ICT教育推進課長、田中雅人生徒指導課長

[警察本部]

草野恵正生活安全総務課長

《3月17日》

[企画財政部]

中山貴洋企画財政部長、都丸久政策・財務局長、村井秀成計画調整課長 [県民生活部]

島田繁県民生活部長、山口将毅青少年課長、大久保忠弘防犯·交通安全課長、 [環境部]

石井貴司環境部長、鈴木健一環境政策課長

[福祉部]

細野正福祉部長、黒澤万里子こども政策課長

会議に付した事件並びに審査結果

議案

議案番号	件	名	結 果
第56号	 埼玉県5か年計画等の変更に	こついて	修正可決
第57号	第3期埼玉県まち・ひと・してについて	ごと創生総合戦略の策定	修正可決
第58号	埼玉県青少年健全育成・支援	プランの廃止について	原案可決
第59号	 埼玉県防犯のまちづくり推進 	計画の策定について	原案可決
第60号	 埼玉県環境基本計画の変更に 	こついて	原案可決
第61号	埼玉県こども・若者計画の策	定定について	修正可決

その他

- ・ 第58号議案~第61号議案については、専門的な見地からの審査を行うため、 各常任委員会に調査依頼し審査を進めた。
- ・ 第57号議案及び第61号議案について附帯決議を付することを決した。

【第56号議案及び第57号議案に対する質疑】

長峰委員

埼玉県5か年計画の81ページ、公立高等学校における中途退学者の割合、定時制についての指標は、変更する13指標のうちの一つとなっている。現行の計画では、令和元年度7.69%に対して、令和8年度7.1%と設定している。第4期埼玉県教育振興基本計画での改定を受けて、令和4年度6.2%に対して、令和8年度5.8%へと目標修正をしている。令和元年から4年の間においての当初の数値の早期達成をした経緯を考慮して目標設定する必要があると考えるが、令和8年度5.8%の根拠についての説明をお願いする。

生徒指導課長

令和8年度5.8%とした根拠についてであるが、令和6年6月に議決いただいた第4期埼玉県教育振興基本計画では、策定時において最新値であった令和4年度6.2%を基準とし、5か年計画の年度ごとの削減目標幅である0.1%と同等のペースで減少させることを目標として、このペースで減少させた場合、令和8年度の目標値は5.8%となる。今回5か年計画の目標値を見直すに当たり、見直し時の最新値である令和4年度6.2%が最終目標値である7.1%を達成していたことから、目標値を5.8%に見直すこととした。なお、委員から今の御質問の中で、当初の目標値を早期に達成した経緯を考慮すべきとの話があったが、これについては見直し後においても早期に達成してしまうのではないかという指摘と思うが、現時点で最新値となる令和5年度の数値は、7.5%と前年度の6.2%と比較すると、悪化している状況にあるため、令和8年に向けて目標が達成できるよう中途退学の防止の推進に努めていく。

長峰委員

今の説明で令和5年度7.5%ということで令和4年度に対して数値が悪化したという話があったが、その原因について、どのように捉えているのか。

生徒指導課長

令和5年度の国の調査である問題行動等調査において、中途退学の理由としては、学校生活に適応等できなかった「学校生活・学業不適応」が約7割で最も多い結果となっている。また、その他の理由としては、「進路変更」、学力不足による「学業不振」などがあった。また、令和5年度に中途退学が増加した要因について、学校現場の聞き取りなども行い、詳細に確認したところ、令和5年度増加した要因としては、コロナ禍においての分散登校などを実施していた状況から、令和5年度は学校生活が通常に戻る中で、新たな人間関係を構築することや環境の変化に適応することが難しかった生徒が、例年に比べて、令和5年度は増えたということが確認できた。こうした学校生活への適応ができなかった生徒が増えたことが中途退学の令和5年度増加の一因にあると考えている。

須賀委員

1 自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した場合について、第3期の目標値を92%に設定しているが、令和4年度末では46.3%にとどまっている。第2期戦略の

目標値である90%にも遠く及ばない状況だが、第3期の目標達成は可能なのか伺う。

2 第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略案の中に、人口千人当たりの刑法犯認 知件数5.4件を目標とする旨の記載があるが、指標の達成に向けてどのような対策を 推進していくのか伺う。

危機管理課長

1 防災知識の啓発活動の実施割合について、新型コロナウイルスが感染拡大した時期に 大きく落ち込み、令和4年度も40%台にとどまっているが、令和5年5月8日で、新 型コロナの行動制限がなくなったこともあり、令和5年度の実績、こちらはまだ暫定値 になるが74%と大きく改善している。目標の達成に向けて、実施割合が低い市町村を 直接訪問し、講座や訓練実施への補助制度の活用や県が養成した防災講師の活用につい て働き掛けを行っている。まずは、第2期の目標である90%の達成を目指し、その上 で、第3期の目標である92%の達成に向けて、市町村と連携して取り組んでいく。

生活安全総務課長

2 第3期戦略に向けた刑法犯認知件数、犯罪率の目標について、これからどのように取り組んでいくのかについてである。県警察では犯罪抑止を図るため、犯罪発生状況の迅速な把握による綿密な情報分析を行い、関係部門間で連携した予防及び検挙対策を推進していくほかに、自主防犯活動団体をはじめ、県民に対する犯罪情報、防犯情報等の提供、児童の安全確保に向けた、通学路の警戒や学校関係者への情報提供、メールマガジンやSNSなどの各種広報媒体を活用した犯罪情報等の発信等、県民の防犯意識を向上させ、自主的な防犯対策を促す抑止対策を実施していく。また、県、市町村の防犯担当部門、事業者団体等と連携した、官民一体となった総合的な防犯対策を推進していく。

防犯・交通安全課長

2 人口千人当たりの刑法犯認知件数5.4件の目標に達成に向けた取組対策であるが、 県では、県警察、市町村、関係機関・団体などと連携し、様々な広報媒体を活用した防 犯情報の発信や、出前講座などの防犯教育による、県民の防犯意識の向上、自主防犯活 動団体への支援や、事業者団体との連携拡大による自主防犯活動の活性化、公共空間へ の防犯カメラの設置促進など、地域の安全性を向上させるための対策の推進、特殊詐欺 や自転車盗など、県民に不安を与える犯罪や多発する犯罪への対策の強化、市町村への 補助金交付などによる地域の防犯対策の支援などの取組を推進していく。

須賀委員

最初の問いであるが、要するに前回90%にも及ばなかったのが、今回92%に達成できるという考えでいいのか。

危機管理課長

今改善傾向にあり、これから更にそれを伸ばしていきたいと取り組んでいるところであるので、達成できると考えている。

金野委員

1 介護職員数について、人数を増やすことと同時に離職者数を減らすことが大切だと考えるが、どのような取組をしてこの目標値を達成すると考えているのか。

- 2 合計特殊出生率について、国が合計特殊出生率を指標として設定しなくなり、埼玉県 としては、「『結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている』と思う 人の割合」という指標に変えるということであるが、合計特殊出生率を数値として把握 することは必要だと考えるが、指標にしないとしても今後、この合計特殊出生率をどの ように把握し施策に反映していくのか伺う。
- 3 女性の就業率について、この数値は単純にこの年齢の女性の就業している割合を捉え て、全国平均を目指す目標を定めたということである。ただ、この年齢というのは女性 の初産の平均年齢が30歳を超えていることからも、正にこどもを産んだばかり、子育 て真最中の女性も多いと思う。このような状況の中で、この年齢の女性の就業率だけ数 値を切り出して、目標値を上げていくということが、女性の実態に即しているのかとい う疑問もある。ほかの指標と異なり、100%に近い方がいい、0%に近い方がいいと いうものではない。こどもを持たずに仕事をするという方も尊重すべきであり、仕事は せずに子育てに専念するという方も尊重すべきだと思う。この数値の目標を切り出すこ とで、仕事はせずに子育てに専念したいということが、後ろめたく感じる社会にならな いかという心配もある。この点から細かく3点伺う。一つ目が、この数値として、全国 平均を目指すことが今回示されているが、全国平均を目指すということでいいのか。そ れを上回った場合は、どのような数値を立てる考えがあるのか。二つ目である。女性の 就業率を高めていく中で、子育てに専念したいと思う人への支援はどのように考えてい るのか。三つ目である。指標として当該年齢の女性の就業率を、より取組の中で精度を 上げていく意味でも、当該年齢の女性で就業を希望する人のうちの就業率を取組の中で 捉えることはできないか伺う。

高齢者福祉課長

1 介護職員が離職に至る理由は様々あるが、中でも働きやすい職場づくりというものが、大変重要な要素であるというふうに考えている。県としては、職場環境の整備や人材育成に取り組む優良事業所を認証し、働きやすい職場づくりの支援を進めている。また、処遇改善についても大事な要素というふうに考えており、こうした処遇改善につながる資格取得への支援のほか、多様な働き方、休暇の取りやすさなどの職場環境の改善が処遇改善加算の取得要件にもなっていることから、加算を未取得の事業所に対し、社会保険労務士を派遣して処遇改善加算の取得を支援している。また、職員のモチベーションアップのために、介護職員合同入職式、永年勤続表彰式なども行い介護職員のモチベーション向上を図っている。さらに、ハラスメントに対する専用相談窓口というものを設置して、職員の精神的な負担軽減にもつなげる等の取組を行っている。

こども政策課長

2 この合計特殊出生率は、厚生労働省の人口動態統計により公表されるものであり、国の統計情報で、数値の方は引き続き、確認をしていくことが可能である。また、合計特殊出生率については、国のこども大綱においても、こども、若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標ということで把握するという形で位置付けられている。現在、合計特殊出生率は、こどもの置かれた状況を表す一つの重要な数値であると考えているので、県としても、今後も注視すべきものと考えている。これらのことで、目標を定めるということではないが、引き続き、その動向を把握して、また、合計特殊出生率の数値というのは、一つの施策のみで効果が現れるものではなくて、子育て、経済、雇用、教育、まちづくりといった、幅広い施策を実施した結果として傾向が現れるもの

になる。こうした動きを見ながら、これから結婚や出産を考える若い世代の方が、どのように考えて行動しているかを評価して、具体的な施策の企画、検討に当たってまいりたいと思う。

人材活躍支援課長

3 まず、女性の就業率、全国平均を目指すことで良いのかについては、現在、埼玉県の女性の就業率は全国平均と比べて、かなり低い状況である。まずは、全国平均を目指してやっていきたいというふうに考えている。また、全国平均を上回った場合、次はどうするのかであるが、就業率というのは、数を念頭に置いたものであり、一定の就業率、数が確保された場合には、その中身について議論をしていく必要があるかと思う。その中身については、またいろんな角度から、例えば、非正規や正規があるとは思うが、この場では、異質ということで答弁させていただく。それから、女性の就業を希望している人の就業率についての指標ができないかということであるが、今、労働力調査を指標にしている。その調査では、そういった指標はないので、労働力調査ではできないし、他の国の調査においても、働いてない女性のうち、働きたいと思っている女性が働いているかどうかのデータはないので、この労働力調査を指標としたいと思う。子育て支援、子育てに専念したい方については、子育てに専念で就業は希望していないということである。

金野委員

就業率を全国平均に合わせるということで、埼玉県はその数が少なかったということだが、そもそも就業希望している人が少ない可能性があると思っていて、その数が終わった後は中身という話もあったが、やはりそこも、非正規で働きたいのか、正規で働きたいのか、正規で働きたいのか、正規で働きたいのか、ごのような働き方をしたいのかということも見据えて、今から考える必要があると思っている。そもそも就業を希望しているのか、希望しているとしたらどのような働き方を希望しているのかまで含めた上で、この数値を見据えた取組が必要だと考えているので、その点について伺う。また、子育てに専念したいと考えているということだが、この数値の取組からはこぼれてしまっているのではないか。それに対して、どのように支援をしていく考えがあるのか伺う。

人材活躍支援課長

基本、5か年の指標は、国の統計調査を基に使っていることが多いので、そのような指標があれば、一つできるかと思うが、現状では指標がないので、非常に難しいというふうに思う。

金野委員

国の統計調査を基に、5か年計画を策定するために、国の調査がないから非常に難しい という答弁であったが、県の計画を立てる上で、それを県として調査をする考えはないと いうことでよろしいか。

人材活躍支援課長

前回の計画までは国勢調査であった。それを労働力調査に変えたのは、他県との比較ができないながらも、年度ごとの進捗状況が把握できるということで労働力調査に変えた。 県として独自の調査については、この場では申し上げられないが、基本的に一つは、他県 との比較というのが難しくなってくるかなというふうに考えている。ただ、委員の思いというのは、受け止めてさせていただき、委員の質問とずれてしまうが、女性をどんどん働かせようというのではなくて、働きたい方が自分の希望する形で就業していくということで、県では女性の就業支援をしているので、引き続き、そこはやっていきたいと考えている。

城下委員

- 1 5か年計画等の変更について、指標1の渇水時における水源確保割合について、変更理由が、思川開発事業工期変更のためとあるが、まず、この間の事業変更の回数と総事業費と県負担額の推移について伺う。
- 2 思川開発事業参加する理由として、治水と利水がメリットとされているが、それぞれ の効果は何か。
- 3 温室効果ガスの排出削減率について、埼玉県も国と同様に2030年目標を46%としていると思う。昨今の温暖化は深刻な事態であると受け止めているが、県独自の指標として、国の指標を上回るよう引上げをすべきと考えるが、今回のローリングに当たって、この視点ではどのような議論がされたのか。
- 4 第3期埼玉県まち・しごと・ひと創生総合戦略の策定について、新規設定指標のうち、 オープンデータ公開数だが、今回、986データ、これは令和5年度末だが、これを1, 400データ、令和11年度末に目標値を設定するということだが、どのようなデータ 公開を考えているのか。

土地水政策課長

- 1 事業変更については、総事業費が2,050億円から2,100億円へ50億円の増額になっている。このうちの埼玉県の負担割合は約6億円になっている。
- 2 治水利水の関係である。治水効果としては、この思川開発事業で建設する南摩ダムが、 利根川上流ダム群と相まって洪水調整を行い、渡良瀬川からの合流量が、利根川に負荷 を与えない計画となっている。そのため、本県含む利根川沿線の洪水被害が軽減される 効果がある。利水効果としては、思川開発事業の完成により水利権を確保し、渇水時に も安定した水の供給が可能となる。

温暖化対策課長

3 今回の見直しについては、この5か年計画の下位計画である埼玉県環境基本計画、更に下にある埼玉県地球温暖化対策実行計画の改正に伴い、それとの整合を図るというために、今回指標を見直すものである。この地球温暖化対策実行計画の改正に当たり、国の温暖化対策計画を踏まえて、作成することとされているので、その検討に当たっては、国の計画であるとか、将来の人口であるとか、経済成長であるとか、そういったところを見込んで、46%という目標を設定した。この目標は、非常に意欲的な目標であると国の方も言っており、本県としてもそのように考えている。この目標の設定については、基本的には、今、申し上げたようなことを議論する中で決められたものである。それを踏まえて、今回この5か年計画の指標の見直しというのも行ったところであり、今回の議論という中では、計画との整合というところを図るというところで、議論がされたと考えている。

デジタル政策幹

4 オープンデータについては、県のポータルサイトで、市町村のデータも含めて公開しているが、まだ十分でないところもあり、特に市町村においては、国からこういったデータが県民や住民にとって便利だろうということで推奨している、「自治体標準データセット」という項目が示されており、具体的には観光情報、文化財施設、公共施設情報など、県民が見て役に立つ情報というものを中心に、まずは進めていこうという考えでいる。

城下委員

- 1 思川開発の部分で県負担額の推移は、幾らが幾らになって、今回こういう形で見直しをするということを説明いただきたい。
- 2 治水等、利水の部分で、今の説明だと利根川近辺の治水については効果があるという ことで、県全体としてどれぐらいの効果があるのかパーセンテージも含めて、そういっ た部分も示していただきたい。
- 3 事業費の部分で、6億増ということで、最初に、幾らが幾らというところがなかった ので確認したい。

土地水政策課長

- 1 事業変更の回数は、こちらは7回変更ということになっている。額については今、確認中であり、後ほど回答する。
- 2 治水部分について具体的な数値については、これはちょっと治水の部分の詳細については、答えを持ち合わせていない。了解いただければと思う。
- 3 県負担分の増については、先ほど6億と申し上げた。県負担額の今回の6億の増については、もともとが266億円だったところが、272億円に増えている。

城下委員

治水についての効果は、数字では現段階で示せないという答弁であった。負担については、これ総額が、2,050億が2,100億になったということで、県の負担が272億円、プラス6億円でということになるが、これ以上の費用の増額はないという理解でよるしいのか。

土地水政策課長

現状、こちら計画変更以降については、事業が順調に進捗していると伺っているので、 これらの推移でいけば、これ以上の増加はないと考えている。

高橋委員

- 1 園務改善システムを導入し、教育の質の向上に取り組む幼稚園の割合についてである。 こちらどういった要因で80%の現状値となり、目標値を75%から90%に引き上げ る結果となったのか。あわせて、違う観点から修正に当たり、目標値の割合を引き上げ る形となっているが、教育の質の向上に結び付いているかという観点を重視し、きちん と勤務時間の短縮など効率化されているか、稼働しているかなど、質の充実という観点 を入れる選択肢もあったと思うが、なぜ単純に量を増やす形にしたのか。
- 2 自主防犯活動が実施されている地域の割合について、策定時の値より、足元の現状値 は88.9%が86%に減少している。こちらは達成できるのか。

3 組織を作っただけで活動していない組織も目立っている。実際、通常稼働している地域、言い換えれば防犯に寄与しているかどうかを見る観点を押さえているのか。

学事課長

1 システムの導入の現状値が目標値を超えている要因については、二つ考えている。ま ずは、システムそのものの導入費用が、当初に比べて、大分総合的に安価になってきた ということが一つである。また、それに密接に関連する形になるが、幼稚園がシステム 導入するメリットというものを想定以上に理解いただいた。具体的に、園務改善システ ムは、幼稚園で日々発生する業務や事務を効率化するメリットがあるが、一方で、その 導入に当たってのイニシャルコストであったり、ランニングコストであったりというも のが発生する。また、当たり前の話だが、システム導入するだけでは全然動かない。デ 一タ入力等をパソコンだとか、タブレットといったデジタル機器を使って導入するわけ だが、幼稚園から、結構長く慣習として紙による事務をやっているようなところが多い。 そういったところは、なかなか導入に抵抗感というか、敷居が高いものがあるというと ころで、当初75%という数字とした。県として、システム導入に当たって、活用でき る補助金を周知徹底するであるとか、先行事例を紹介するような事例集を作って周知す るとか、あと一番大きかったのは、県と幼稚園との間でいろいろな手続に関して書類の やり取りがあった。先ほど申し上げたとおりの理由で、例えば持参であるとか、郵送で あるとか、ファクスであるといったような従前のやり方を、幼稚園の協力をいただいて、 一緒になってICT化を進めた。まずは、そういったものをやめて電子メールで全てや ろうと、幼稚園の協力をいただいて実現した。実現した後に、全ての幼稚園がそれで対 応できているので、それに電子申請システムを今度は併用しようかというような形で、 ICT化が進んで、幼稚園にパソコンとかタブレットとかが置いてあるということが、 身近になったということで非常に導入しやすくなった。2点目は、質の充実の観点を目 標値に反映できないかについて、なかなか質の向上を数値で表すことは非常に難しいと 思っている。特に、私立学校においては、いわゆる建学の精神に基づいて、多種多様な 形の教育が行われている。それらの質がそれぞれの学校でどれだけ向上したかを、何か 一つの目標値として設定するというのが、なかなか困難と考えており、そのため、教員 の負担改善につながる園務改善システムを導入する幼稚園というのは、軽減した分を質 の向上に向けていただくということに取り組んでいるという幼稚園ということで、計画 策定時に、この教育の質の向上を図る目標値ということで指標として認めいただいたも のと理解しており、今回は、その状況は変わっていないのでその数値の上方修正を行っ た。

防犯・交通安全課長

2 この自主防犯活動が実施されている、地域の割合の第2期戦略策定時の現状値からの 後退については、地域の自治体主体の自主防犯活動団体が、構成員の高齢化などによっ て、活動を停止していることや、コロナ禍において活動を停止していた団体の中に、そ の後も活動を再開していない団体があることなどが要因と考えている。第2期戦略の目 標値の90%は、平成16年以降年々増加してきた自主防犯活動団体数が、平成29年 をピークに頭打ちとなっていて大幅な向上は難しい状況であるが、当時の現状値の88. 9%からの更なる向上を目指して設定したものである。第2期戦略中はコロナ禍とも重 なり、目標の達成に至らなかったことから、第3期戦略においても90%の目標を維持 することとした。意欲的な目標であるが、自主防犯活動団体による活動は地域の安全確 保が重要であり、市町村を通じて自治会等に自主防犯活動の実施を働き掛けるほか、自主防犯活動団体に対してパトロール用品の提供などの支援を行う市町村への補助金の交付、自主防犯活動団体を対象とした研修会の実施など自主防犯活動の活性化に向けた取組を推進することで、目標の達成に努めていく。

3 自主防犯活動団体の活動状況については、市町村が各団体に確認し構成員数、構成員の平均年齢、月の活動日数、活動地域などを把握しており、県では、市町村を通じてこれらの情報を把握している。しかし、市町村においても、各団体の個別の活動が犯罪の抑止や検挙などの成果につながった具体的な事例を全て把握することは難しいと考えている。一方で、県内の自主防犯活動団体数は刑法犯認知件数が過去最多であった平成16年には515団体であったが、その後、団体数の増加に伴って刑法犯認知件数は減少している。これは、自主防犯活動の広がりが地域の防犯力を高め、刑法犯認知件数の減少に寄与したものと考えている。県では、自主防犯活動団体の拡大や活動の活性化を図るための支援を行うとともに、各団体へのアンケート調査などを通じて活動状況や課題を把握し、効果的な活動ができるよう努めていく。

高橋委員

市町村では、日数の確認をしているという答弁が今あったが、延べ日数だとかの推移をもって、実際稼働しているのかどうかというところまで見られるかなと思って、そこら辺の推移については今押さえているのか。押さえていればどういった形で上がっているのか、下がっているのか伺う。

防犯・交通安全課長

各市町村から、活動日数については報告を受けているが、その一つ一つの団体がどのような推移で、活動状況が変わっていったかというところまでは、現時点では把握していない。

小早川委員

- 1 地域社会活動に参加している65歳以上の県民の割合について、今回、地域支え合いの仕組みに参加するボランティア登録者数の代替指標ということが理由であるが、ボランティアの登録数の取組とこの参加という点では異なる点もあるかと思うが、この5か年指標でもある、同指標に置き換えた経緯と指標達成に向けた取組について伺う。
- 2 プロフェッショナル人材戦略拠点を活用した、DX人材の確保について、県のDX支援窓口にはDX推進支援ネットワークであるとか、この産業振興公社などあるが、あえて、このプロフェッショナル人材戦略拠点の活用に限定をして、このDX人材の確保にした経緯と本指標の目的も併せて伺う。

共助社会づくり課長

1 今回、指標を変えた経緯であるが、こちらの従来の指標は、地域支え合いの仕組みということで、元気な高齢者のボランティアが援助の必要な高齢者を支えるというような活動を参加目標というか、数の目標としていた。県が先んじて取り組んできたものであるが、その間、国では介護保険法の改正などにより、全ての市町村が高齢者の生活支援に取り組むということで、今はそちらでこういった地域支え合いの仕組みも含んだ多様な仕組みを生活支援の体制として整備されることが制度化されてきている。県では、かつて財政支援等を行ってきたが、今後については、この地域支え合いの仕組みに限らず、

多様な形での高齢者の地域活動への参加、こちらをしっかりと促していくことが、引き 続き必要だと考え、指標の入替えをお願いしている。なお、65歳以上の高齢者の地域 活動の参加の促進というのは、既に5か年計画の指標にも位置付けしており、今後は一 体として、取組を強化していきたいと考えている。現在も、埼玉未来大学などを活用し て、元気な高齢者の参加促進を行っている。こうした取組を、来年度、また更に新しい 予算等もお願いしているので、活用しながら、充実させていただきたいと考えている。

雇用労働課長

2 プロフェッショナル人材戦略拠点を活用したDXリーダーの確保件数をKPIに加えた理由であるが、生産年齢人口が減少していく中、経済の活力を維持するためには、企業の生産性を高め、稼げる力のある中小企業へ成長を促す必要である。特に、生産性の向上に大きく寄与するデジタル人材の役割は大きく、とりわけ、プロフェッショナル人材が、中小企業の成長発展により大きな成果を出していくということが見込まれるため、この指標にした。

小早川委員

地域社会活動の部分であるが、取組で埼玉未来大学等の取組も引き続き行っていくという話ではあったが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的の一つでもある、多様な人材の活躍を推進という観点と、この地域社会活動への参加者の高齢化であるとか、担い手の不足という課題もある中で、県のこども・若者基本条例というところも踏まえて、こども・若者の参画を促していくという取組も重要な視点だと考えるが、この参加者に対して、そういった意識を頂くような取組というのも、重要だと思うが、その点について、県の考えを伺う。

共助社会づくり課長

高齢化に伴い、地域活動の担い手に、若者やこども、そういった多様な方々を、より参加していただくという取組は非常に重要だと考えている。県において、県民活動総合センターにある彩の国市民活動サポートセンター、こちらを活用して、市町村と連携しながら、例えば、若者世代の地域活動の参加を促す取組などを支援しているところであるが、こちらまた、来年度以降もしっかりとした取組としてやっていきたいと考えている。

萩原委員

- 1 埼玉県5か年計画変更指標の介護職員数について、介護人材の不足というのは、我が 国における本当に大きな課題となっているが、この指標の中で令和5年度は97,85 2人、これが、この計画において、令和8年で当初の117,500人から変更となり 121,800人となっている。この変更した数値の根拠について伺う。
- 2 合計特殊出生率について、これまで長く、合計特殊出生率の指標とされていたのが、 今回、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思ってい る人の割合に指標が変わったが、この変更の理由として国のこども大綱策定に伴うとさ れているが、その上で、今計画の策定については、令和11年で、70%とされている 根拠について伺う。
- 3 第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の新規設定指標のうち、介護施設の介護記録請求システム導入率を指標とした理由と、目標値の根拠について伺う。

高齢者福祉課長

1 今回の目標値の変更については、令和6年度から3か年を計画期間としている、第9期介護保険事業計画に基づいて、市町村が積み上げた介護サービスの量を根拠として、必要な介護人材数を積み上げて、最終的には国が第9期介護保険事業計画に基づく、必要な介護職員数がどれぐらいであるかをはじき出している。高齢者福祉課で所管している個別計画である、第9期埼玉県高齢者支援計画においても先般、こちらの考え方に基づいて、将来の介護職員の必要数を変更したところである。

土地水政策課長

先ほど、城下委員への答弁の関係で、思川開発の関係で数字の部分について説明申し上げる。総事業費の推移については、当初については、他のダム事業との合算であったので、第2回の変更、平成14年において、総事業費が1,850億円、県負担分は240億、今回、第7回の変更で総事業費が2,100億円、県負担額は272億円になっている。

こども政策課長

2 変更理由であるが、国のこども大綱では、こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標として、12項目のアウトカムの数値目標が設定されている。この指標は、12のアウトカム指標の目標の一つであり、こちらは県の指標として設定することで、全国の数値と本県の数値が比較できること、また、国と一体となって施策を推進すること、また、このこども大綱の中の12の数値目標のうち、合計特殊出生率と同じ年齢層の結婚、妊娠、子育ての希望の実現度合いを測る指標であるので、そういった網羅的な指標であるということから、代替指標として設定をした。目標値については、国のこども大綱の目標値70%を参考に、こども大綱でも、5年程度で70%までの向上ということで、目標設定しているので、本県においても、5年後に70%を目指すという形で設定をさせていただいた。

高齢者福祉課長

3 介護報酬の請求システムの指標については、介護現場を支える人材の確保が課題となる中、介護人材を有効に活用するとともに、介護サービスの質を確保するためには介護現場におけるICTの導入を積極的に推進する必要があると考えている。今回、新たに設定した、こちらの介護施設の介護記録、請求システムの導入率という新たな指標であるが、介護施設の中でも、特に特別養護老人ホームにおける、介護記録から報酬請求の介護報酬の請求までを、一気通貫で処理できるシステムの導入を進めることにより、介護職員並びに現場を支えるバックヤードの事務職員の事務負担の部分も負担軽減、それから事務作業の効率化を図ることが期待できるということから、この指標を設定した。

萩原委員

- 1 介護職員数についての答弁があったが、国においても、この介護職員数というのは令和4年度で減少に転じており、県においても、令和4年度で98,860人。それが令和5年度で97,850人と減少しているわけで、その上で、先ほどの答弁にあった市町村の状況の積み上げ、また、県の計画の話もあった。実際に、この計画を立てて、本当にこれが達成できるのか、今、本当に厳しい状況にあると思うがどうか。
- 2 介護記録請求システム導入率については、答弁だと特別養護老人ホームに限定された 話だと思う。ほかのデイサービスとか訪問介護とか、そういうところの関係は、そこに

は入っていないのか、そこら辺は考慮されたのか。

高齢者福祉課長

- 1 介護職員の確保について、今回の目標数値については、確かに現状数値からすると、目標達成は容易ではないと認識は持っている。大変厳しい状況ではあるけれども、人材確保のため、様々な努力は続けていきたいと考えている。具体的にまず、介護職員の給与水準が、まだ他産業よりも低い現状があるので、まず、他産業並みの賃金水準の設定が必要であると考えていて、この賃金格差を解消するためには、その原資となる介護報酬が、まず、適正な水準で設定されている必要がある。この現場で働く職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、国に要望を続けていく。また、国内人材の新規就労を促進するため、求人情報を掲載したポータルサイトの運営であったり、市町村が行う介護職員の入門研修への支援、補助を行っている。さらに、令和7年度から、新たに外国人介護人材の確保を強化することとしている。外国人採用未経験の介護事業所向けのセミナーや個別相談会のほか、採用時に登録支援機関等に支払う初期費用に対する補助を新たに設定する予算案を今、提案しているところである。また、今のICT機器等とも絡むが、介護ロボットの導入、ICT機器の導入も、県の補助枠を拡大して、積極的に導入を図っていく。こうした様々な施策を組み合せて行うことで、一人でも多くの介護職員を確保したいと考えている。
- 2 特養以外は訪問とかデイを考慮されてないのかということであるが、現状ではまだ、こういったシステムを導入活用する人材の問題であったり、例えばWiーFi環境の整備であったり、様々な要因があり、まず比較的事業所の規模としては小規模である訪問介護事業所は、先ほどのICT補助ももちろん対象にはなっているが、県の補助の対象には含めている。ただ、今回の目標値の設定の考え方としては、特別養護老人ホームは地域の介護者の生活を支える一番中核的な、要になる施設であり、特養にも地域に向けての居宅介護支援事業所であったり、訪問デイ、ショートステイというような、地域包括ケアシステムを支える様々な附属した施設があるので、まずは一番母体となる特養の整備を目標に掲げて、こちらの導入を先行することによって、そこから地域への波及効果というものも、二次的に考えている。まず、今回は特養の整備を、ある程度集中的に目標に定めて、関係団体とも連携して推進していきたいと考えている。

千葉委員

- 1 農家一戸当たりの生産農業所得について、現在の指標の出し方だと、専業農家と兼業 農家が分けておらず、一戸当たりの所得についての判断材料としては不適当であると考 えている。主たる収入が、農業という農家の指標を用いて、目標値を設定しなくては、 正しい評価ができないと考えるがどうか。
- 2 販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合について、直近の数値は、令和5年度の7.5%と伺っているが、農業を志す魅力を高めるためには、次の5か年に向けて、この目標値をより高く設定すべきと考えるがどうか。
- 3 新規就農者数が令和5年度の数値が330人に達している。第3期戦略目標値は33 0人であり、努力目標であるならば、目標値としてもう少し高く設定すべきと考えるが、 目標値設定の理由について伺う。

農業政策課長

1 農家一戸当たり生産農業所得は、国の生産農業所得を用いて算定しており、その中で

公表されている本県の生産農業所得、こちらを兼業と専業を含めた本県の総農家数で割っている指標であるが、そうしている理由としては、分子の生産農業所得、これがマクロの数字として、国の統計値として示されていて、それを専業農家が幾ら、兼業農家が幾らという内訳を示すデータが公表されていない。そういった観点から、専業兼業別を分けずに、総農家数で割るという計算をしている。専業と兼業に分けて分析ができれば、より詳細な実態把握につながるとは考えているが、そういった統計上の限界から、このような指標としている。なお、二つ目の質問にも少し関係するが、この指標だけではなくて、販売農家に占める1,000万以上の売上げ販売をしている農家数の割合と、そういった指標も併せて活用しながら、農家一戸当たりの生産農業所得は、全ての農家の動向を確認して、ここで1,000万以上の販売を上げられる農家数の割合ということもあわせて、そういった指標も組み合わせながら、現状の把握に努めている。

- 2 現状最新値が7.5%ということになっているが、目標値としては、令和5年度に9.0%を目指すという目標値を掲げているが、現在の5か年計画の中では、最終年度の令和8年度に、それを引上げて10.5%まで目指していくという目標を掲げている。そういった意味で現在は、目標値の9.0%に対して実績値7.5%という形で目標に、まだ達成できていない状態である。農業を志す方を増やすという意味で、この指標の重要さというのは指摘のとおりであり、次の5か年計画の指標の設定の中で、目標値の水準については検討していく。
- 3 こちらの目標値設定の考え方であるが、こちらは国で示されている農業構造の展望で、 10年後の農業構造を見据えながら、現時点で新たに確保すべき就農者数の人数を算定 する考えがあるが、それに沿って、県においても、現在と同程度の生産を続けるために、 新たに確保すべき新規就農者の数を、農業も土地利用型、米と麦とかというものと、果 樹・野菜のような、労働集約的なものと少し状況が違うので、それぞれごとに算出をし た上で、足し合わせたものを目標値として330人という形で設定している。

白根委員

- 1 今回新しい指標ということで、デジタル関係の活用を通してということで、新しく加わったということで、これは国のこの戦略に基づいて入れたという話だと思うが、一つ気になるのが、TXの効率化した業務の数と書いているが、こちらについては、先日も知事の答弁でもあったと思うが、その削減した業務の数を通して、何か生み出していくという、そういう業務の数を増やしていくみたいな話をされていたと思うが、恐らくそういった方が、今回は指標だから仕様がないのかなと思っているが、もう国から言われてしょうがないと思うが、何かそこら辺はどういう考えなのか伺う。それとこの業務プロセス改革は、そこまで長く、この改革をやるのか疑問に思うがどうか。
- 2 オープンデータの公開数だが、これはオープンデータを公開することが目的ではなくて、どれだけ利用しているのか、あとカタログ数がそもそも重要だと思うが、そこら辺はどういう認識なのか伺う。

デジタル政策幹

1 T X で効率化した業務の数の関係であるが、指摘のとおりである。こちら自体は県庁内部の業務プロセスの件数ということで、県民に直接影響するとか、具体的な時間等を説明するものではない。この T X で生み出す時間とか、どういった時間がどの程度の時間が出るとか、あとそのリソースをどう県民に還元するかという、こういった把握、評価の仕組みをしていくのが理想だとは、県でも考えているので、 T X は始まったばかり

ということで、現時点ではこちらの指標で進めていきたいと考えているが、けれども、今後、その生み出した時間をどう把握、評価していくかということは検討したいと考えている。今、話があったように、先日横川議員の一般質問でもあったが、新たな指標をDX推進計画に位置付けるべきではないかという意見を頂いたので、その辺りの方向性も踏まえて、今後のDX推進計画に位置付けるべきかどうか、などについて検討していきたいと考えている。

2 オープンデータについても、指摘のとおりであり、数は数に過ぎないということで実際それを、県民にどう利用していただくかというのが重要と考えている。まだ、市町村も含め、数自体、種類自体が十分ではないということで、現時点ではデータそのものの拡充を指標としたいと考えているが、将来的にはこういった利用数、例えばダウンロード数だとか、こういったものを指標として捉えていくことも検討していきたいと考えている。

白根委員

一つ答弁漏れだが、TX業務プロセス改革は、何年ぐらいを想定されているのか。

デジタル政策幹

まず、こちらはなるべく前倒しが理想とは思うが、やはりそれぞれじっくり検討していく部分もあるので、この5年間で、まずはしっかりと一定数取り組んでいきたいと考えている。

杉田委員

- 1 高齢者の活躍支援の中のシニア活躍推進宣言企業のうち70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数について、目標値を1,800社から2,200社に上方修正しているが、当初の目標値設定根拠と上方修正数の設定根拠を伺う。また、目標値の達成に向けてどのように取り組んでいくのか伺う。
- 2 外国人観光客数について、目標値を650,000人から970,000人と上方修正している。当初の650,000人という目標値は、令和3年のコロナ禍において、コロナ前の水準に戻すという観点からセットされたものと思うが、今回のローリングではどのような考え方で目標値を設定したのか。また、それは国の目標値とどのように捉えているのか伺う。

人材活躍支援課長

1 当初の目標設定値の根拠だが、埼玉労働局が公表している、70歳以上まで働ける企業数について、現計画を作成していた令和2年度から遡って5年間の増加数が594社であるが、それを上回る成果が出るように目標値を設定した。次に、上方修正の根拠であるが、こちらも考え方は同じで、埼玉労働局が公表している数値について、70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業数が、令和4年から5年の過去2年間で、増加した数233社増加して、年平均だと約117社増加している。目標値は、それを上回るペースである。年平均117を超える139社増えるベースで、次の3年間、令和6年から令和8年を考えて、目標値を上方修正した。次に、目標値の達成に向けての取組であるが、70歳以上まで働ける制度がない、企業等に対しては、中小企業診断士を派遣し、制度の導入を働き掛けていくほか、70歳以上まで働ける制度の導入に向けて、就業規則の制定や改正を検討している場合には、社会保険労務士を派遣して支援していきたい

と考えている。さらに、70歳以上まで働ける制度を導入する企業に対して、70歳雇 用確保助成金を交付して支援していきたいと考えている。

観光課長

2 目標値のセットについては、コロナの影響を強く受けた令和2年から4年の数字を除き、平成30年、令和元年、令和5年の平均増加数60,000人を、指標の根拠としている。現状値、令和5年が790,000人であるので、3か年180,000人を足して970,000人という数字にした。国の目標値との関係であるが、国は2030年に6,000万人という数字を目標で立てている。これを2019年コロナ前の数字と比較すると大体傾きが1.9倍、2倍弱ぐらいの傾きになっており、本県の目標値と比較で考えると、2019年が650,000人で、年60,000人で2030年まで伸ばすと、国の1.9倍と大体同じぐらいの近似した数字になっているので、立てた目標値は一応、国との整合が取れていると考えている。

杉田委員

上方修正数の根拠や取組については理解したが、70歳以上まで働ける企業に対して、 人材不足の今こそ、業種やシニア雇用者数についても把握することが必要だと考えるがど うか伺う。

人材活躍支援課長

業種やシニアの雇用数などについての把握は重要だと認識している。これまでシニア活躍推進宣言企業や、70歳以上まで働けるシニア活躍推進宣言企業プラスについて、業種別、それから企業の規模別、地域別などの企業数を把握している。シニアの雇用者数については、宣言企業に認定してか、2年後に追跡調査、アンケート調査等で把握している。

井上委員

- 1 合計特殊出生率に代わる指標として用いられた今回の指標であるが、県民サポートアンケートを基に現状値を出したと伺っているが、確認する。これは、令和6年11月28日から12月4日までに行われた県政サポーター第266回簡易アンケート、こちらをベースにしているという認識でよいか伺う。
- 2 16から49歳までの人というのが、向かっていると思った数が21.1%だったというところから、この16歳から40代までとした理由は何か。
- 3 パーセンテージを出していくと、全体の33%、847名ぐらいと認識しているが、 母体数としてこれで十分なのか。
- 4 外国人観光客数、先ほど杉田委員からも話があったが、例えば川越市を例にとれば、 オーバーツーリズムに近いような状態が発生していると思う。それを、ここまで目標値 を上げていくということで、むしろ埼玉観光の魅力を下げることにつながりはしないか という懸念を持っている。これに対して、設定の仕方、またオーバーツーリズムも含め て、考えに至っているのか。
- 5 TX推進リーダーの育成数である。先日、横川委員も質問しているが、令和5年度時点で、このTX推進リーダーはゼロである。知事は、令和7年1月21日の会見で300名を育成したいと語っていた。300というのはどういう300なのか。例えば、課の数であるとか、得意の人の数なのか、課長級の割合でいうとこれぐらいみたいな感じで、この300の意味は何か。

- 6 1, 200というのは、先ほど、職員とか警察官を合わせるともっと数が大きくなる という話であったが、いわゆる県庁職員の全体で見たときに、この1, 200人は何% に当たるのか伺う。
- 7 リーダーとついているが、リーダーなる人間が1,200人も必要なのか伺う。
- 8 DXで効率化した業務の数だが、先ほど、白根委員も質問されていたが、全事業数は どれくらい存在しているという認識なのか伺う。
- 9 今回の目標数値は何%に相当するのか。
- 10 令和5年度末時点の、現状値として0件とあるが、令和5年度時点でも、県庁は様々な改善の取組をしてきていると思っている。現状値をカウントしてもいいのではないかと思うが、ここをゼロとした点について伺う。
- 11 業務によっては、TXによる改善としなくても、十分改善に取り組んできたものもあると思う。その結果もそれ以上工夫の仕様がないだろうという業務も、存在すると思っているが、この業務改善を何千というふうに掲げてはいるが、十分やってきているものは十分評価してもいいのではないかという視点から、それ以上工夫の仕様がないものもあるのではないかという点について伺う。
- 12 保育所等の指標について、保育所等の経営者、管理者を対象とした研修において、I CT導入及び活用促進を図った保育所等の数とあるが、これをそのまま読むと、研修に おいてというのは研修の場でのように読み取れる。つまり研修という機会を通してなら 分かるが、研修においてというと研修でというようなニュアンスが強く出ているような 気がして、受けた結果、活用推進を図ったのであれば、研修を通してみたいな表現の方 が良いような気がするが、この「において」の説明を願う。

こども政策課長

- 1 結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会に向かっていると思う人の割合の指標について、こちらの県政サポーター制度でアンケートをとった。11月28日から12月4日の期間に実施をしたアンケートで間違いない。
- 2 この指標については、国のこども大綱に掲げる数値目標と同じもので設定をしている。 そちらの指標も、対象が16歳から49歳までを対象としたインターネットのアンケートにより、この結果、現状値が出ている。本県においても、この県政サポーター制度を活用して、アンケートをとった。サポーターが約3,700人いるところ、回答率は、69.7%であり、対象が16歳から49歳、また県内に在住しているということで抽出をして、約770名の数値を対象として、現状値を計測している。
- 3 国においても、この年代にしている理由というのは明確には分かっていないが、子育 て世代と言われる世代も含めたところで考えていて、その中で、県政サポーター制度を 活用して、アンケートをとったので、十分であると考えている。

観光課長

4 全国のメディアでも、コンビニの富士山や鎌倉の江ノ電の踏切の話などが、取り上げられているが、本県では川越市で、例えば、ごみの問題、商店街の列の問題、一番街のお客様のはみ出しにより公共交通のバスが通りづらい話などを聞いている。川越市は、今年度から国の補助金で、オーバーツーリズム対策を市民も巻き込んだ形の懇談会を立ち上げて、次々と今のところ対策をとっている。ちなみに観光課も、懇談会のメンバーに入っている。現段階では、今回目標値を上方修正することにより、川越以外の、県内あちこちでオーバーツーリズムがすぐに発生するとは見ていないが、先ほど申し上げた、

ごみの問題や住民とのあつれきの問題など、そういったものについては、よくアンテナを高くしてウォッチして、そういった兆し、芽みたいのがあれば、今、川越のことで、今知見をストックしているので、そういったものをうまく還元するような形で協力できればと思っている。現段階この数字で、すぐにオーバーツーリズムは考えていない。

デジタル政策幹

- 5 今年度は、DXプロジェクトの対象となっている各課から1名、原則1名ずつという ことで研修を受けていて、これが300名となっている。
- 6 DXプロジェクトが、全職員だが、教員や警察官等は除いており、対象が今、約9, 000人で考えていて、おおむね1割程度、全体の1割程度と考えている。
- 7 今年度各課1名ということで、各課のDXを引っ張っていくと想定しているが、最終的には、各担当、各グループ、いわゆる島単位に1人ぐらいいることによって、課全体もそうだが、デジタル行革のノウハウの身近なアドバイザーという形で、TX、DXを引っ張っていくということで、各担当1名程度ということで1,200人という想定になっている。
- 8 単純に数えて事務数は10,000程度あると言われている。
- 9 どういう単位で改善すべき業務なのか、小さく捉えるのか、大きく捉えるのか、業務によって異なるので、業務のカウントの仕方が非常に難しく、何%とか、さっきの10,00というものはあるが、具体的に対象にした場合に幾つというのは、申し上げにくい状況である。
- 10 これまでもいろいろ改善に取り組んでいて、いろいろ実績を上げた課もある。ただ、 今回については、T X を進めるという視点で捉えているので、今年度から開始した T X の条件に合致しているもの、いわゆるノーコードツールを活用できることや、そういっ たもので作業時間の短縮などの成果が出せるものを進めていきたいと考えている。
- 11 これ以上、既に改善ができていて、TXなどを適用する余地がないものについても改善を求めるのではない。ただ、TXがこういう新しいツールができたことによって、業務改革が進められるものについては、進めていきたいということで、この5年間、特に例えば、最初の3年間集中的にやるなどして、TXが適用できるものは積極的に進めていきたいと考えている。

こども支援課長

12 研修においてという表現は、研修を受けてその内容を十分に身に付けて上で、その内容を踏まえて、それぞれの園で I C T の導入や活用を図っていくという趣旨で研修においてという表現にしている。

井上委員

- 1 用いているベースとなる数字は、思っていたものと同じであったので、それをベースに伺う。まず、これは製本の段階でいいのかもしれないが、どの年代から抽出した声なのかというのは明らかになった方がいいと感じた。もちろん、当事者の声という意味ではそれが一番、もちろん全世代的にそう思っているかどうかという評価もあってもいい気もするが、そこを特出ししてやるのであれば、そこが何らかの形で、この計画を見た県民が分かる状況を作っておくことがいいのではないかと思ったので、その点についてはどうか。
- 2 16歳から回答者がいて、それから、区分でいうと16、17歳が5名の0.2%、1

8から19歳が8名の0.3%という状況である。埼玉県には、こども・若者条例というのができていって、こどもにとって、こどもの声を生かしていこうとか、何よりも、埼玉県が、こどもにとっても魅力的な場所でありたいということで、条例ができたとすれば、回答のこの後の到達時点を、またアンケートをし直すのだと思う。そのときに、がらっと分布が変わるというのは、もうよろしくはないとは思うが、今言ったように、パーセンテージで言えば、こどもと言われる人が今0.5%しかいない。それで、この正に、結婚、子育てというが、この文章の中には「こどもにとって」が入っているから、もっとその割合を増やしていかなければ、本当にこどもたちにとって、良い方向に向かっているかどうかという、5か年なり、まち・ひと・しごとの指標としては、母数の点だけれど足りないのではないかなと。なので、先ほど言ったように、大きく分布を変えるのは、また、それはそれで支障あるかもしれないけれども、到達時点を見ていくに当たって、こどもの声、当事者の声をもっとこれをしっかりとっていくというところは、この現状値と、将来目標を作るに当たっての考え方はどうか。

- 3 TX推進リーダーについては、今、到達目標を聞いているが、令和11年度末1,200名で、初年度となる来年度が300ということは、300ずつ増やすというイメージなのか。
- 4 TXで効率化した業務の数について、なかなか全体の業務数が把握しづらいカウントがしづらいと言っているが、だとすると改善に取り組んだ実績というのも、はかりづらいのではないかと答弁を聞いていて思ったが、実際に改善に取り組んだというもののカウントは、さほど難しくない、しっかりカウントできるという認識でよろしいのか伺う。

こども政策課長

- 1 今回、こども・若者計画に記載をしているところである。年代についてはそういった記載をしている。
- 2 こちらの指標については、県政サポーターの制度によって、現状値も把握でき、これ から母体が変わってしまうというのは、よろしくないかなと思うので、県政サポーター 制度で、計測はしていきたいと考えているけれども、こどもにとって、温かい社会にな っているのかというところも含めて、当事者のこどもさんに、より多くの方に意見を聞 けるようにという意見も、ごもっともだと思うので、こちらの「こどものこえ」という アンケートシステムを作成し、あとは、こどもさんと対話する機会もこれからも設けて いきたいと思っているので、そういった機会を捉えて、そういったこどもさんたちの思 いを、くみ取っていきたいと考えている。

デジタル政策幹

- 3 原則としては年間300名ずつを考えている。ただ、それだと最終年度までにもっと数が増えてしまうが、だんだん、別の課で学んだ人が異動して、複数かぶってしまうとかそういうのがあるので、だんだんペースが落ちて行って最終的には、しっかり1担当1人程度ということで、ペースが落ちつつも1,200人が最終と考えている。
- 4 今年度、取り組み始めて、実際どんな改善をするというような報告を頂いたり、また中では、こちらで伴走支援をしているので、そのような中では、しっかりとこういう、ここからここまでの業務の、ここを改善するということも報告していただいているので、実績としては、きちんと把握できるものと考えている。

水村委員

- 1 要介護認定率について、目標値が現状の10.9、そしてこれは前倒しで目標を達成したということで、変更後の目標値が10.9未満ということで、ほぼ現状維持を目標としている理由は何か。
- 2 地域包括ケアシステムの構築や、健康寿命延伸、またフレイル対策、いろいろ取り組んでいると思うが、これまでの取組と今後について伺う。
- 3 人口の社会増の維持について、これも、従来の目標から前倒しで目標を達成したということで、目標値が変更になるが、移住と定着、この両方が大事だと思うが、これまでの取組をどう評価をしているのか。
- 4 特に成功した事例について、幾つか示してほしい。
- 5 第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略と埼玉県5か年計画との整合性について、本計画は埼玉県の最上位計画と言われている埼玉県5か年計画とどのように整合性を確保したのか。
- 6 5か年計画は、法律上の位置付けがなく、策定していない府県もあると聞いている。 一方で、国の交付金を得るためには、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が必要で あり、統合している都道府県もあると聞いているが、ほかの都道府県の状況と本県の考 え方について伺う。
- 7 交付金の獲得について、第3期の総合戦略において、令和7年度は、国の予算が増えると承知をしているが、何件、総額どのくらいの交付金の獲得を予定しているのか。
- 8 新規、あるいは特徴的な事業を示してほしい。
- 9 第2期の総合戦略では、交付金の獲得という点では、どのように総括をしているのか 伺う。

地域包括ケア課長

- 1 今回の目標値の検討に当たっては、75歳、76歳など年齢ごとの要介護認定率を個別に算定をして、年齢ごとの認定率が今後変わらないと仮定して、年の経過による年齢構成の変化による試算を行ったところ、今後上昇を続け、令和11年には現状値10.9%から11.5%に上昇するという見込みとなっている。これは、75歳から79歳の年齢層の中でも、79歳よりの年齢層が増加をして、75歳の要介護認定率8%程度が、79歳では、約1.8倍の14.7%程度まで上昇してしまうことが原因と考えられている。そのため、必要な要介護認定は受けられるとしつつも、できる限り高齢者が地域において自立した日常生活を続けられるよう、介護予防の取組として、リハビリテーション専門職がサポートを行い、住民が主体となって体操などを行う介護予防の通いの場などを増やしていく取組など、実施主体となる市町村を支援し、上昇を抑え、現状値の10.9%未満に抑制していきたいと考えている。
- 2 取組の具体としては、リハビリテーション専門職を市町村の介護ボランティア養成講座や介護予防教室に、令和5年度は5,000回以上派遣をしており、体操などの通いの場の拡充を図っており、平成26年度の約1,600か所が令和4年度には約4,500か所に増加するなど、高齢者の介護予防に寄与しているところであり、今後も増やしていく。また、内容の充実も図っていきたいと考えている。また、虚弱と言われるフレイルの人などについては、短期間で専門職による機能訓練など、支援を受けることで、元の生活を取り戻す短期集中予防サービスの普及を図ることを目指していて、令和4年度、39市町村で実施しているが、令和8年度までに全市町村で実施できるよう市町村を支援していきたいと考えている。

地域政策課長

- 3 人口の社会増を維持するためには、本県の子育てや教育、就業など様々な環境整備の施策が必要であり、こうした本県の魅力を広くPRして、県内外から、暮らす先として選んでいただくよう取組を進めているところである。埼玉移住に関する情報を一元的に発信している、移住定住ポータルサイトについては、昨年度に比べて、約2倍程度の閲覧数があり、多くの方に移住先としての本県の魅力を発信できたと考えている。今年度は、都内在住の20代から40代までの子育て世代を対象として、ターゲティング広告などを行った結果、子育て世代の移住相談件数、あるいは、ポータルサイトの閲覧数が増加している状況となっている。また、移住促進に取り組む市町村に対しては、移住相談窓口やお試し住宅の整備、そして、埼玉版地域おこし協力隊の活用などにふるさと創造資金による財政的な支援を行っているところである。県の相談窓口の設置や情報発信市町村による個別具体の取組など複合的な取組を進めることにより、移住相談者数や移住された方の推移を見ると、一定の成果があったと捉えている。
- 4 特に、成功した事例について、移住施策はすぐに成果が出る特効薬というようなものはないと考えているが、他の先進自治体の成功例などを参考に様々に取り組んでいきたいと思っている。成功したものは、今年度、県、市町村、民間団体、民間事業者と「住むなら埼玉」官民連携協議会を設立して、官民連携で取り組む体制を構築し、ワンチームで取組を開始したことや、20代から40代の子育て世代をターゲットに絞り、移住ポータルサイトへの誘導を図るなど、県の魅力を発信したことであると考えている。今後も適切な役割分担の下で、県、市町村、民間事業者の連携を図り、様々な工夫を図りながら、効果的と考えられる施策に取り組んでいく。

計画調整課長

- 5 埼玉県5か年計画は県政運営の基礎となる総合計画で、一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の戦略を勘案して、人口減少に歯止めをかけ、活力ある社会の維持を目指すための施策をまとめた個別の計画である。今回資料2の3(2)のとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、埼玉県地域ビジョンは5か年計画の埼玉県の目指す将来像と同一であり、両計画については同じ方向性を向いている。また、両者で共通して掲げている指標も多く、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時、又は、5か年計画策定時に、それぞれの目標値等の整合性がとれるよう、今回も、5か年計画のローリングを行っているが、こういった調整を行いながら設定をしている。
- 6 本年1月の時点で19都府県が、既に一体的な計画として統合している。また、さらに複数の県が総合計画との一体化を検討していると聞いている。こちら、まち・ひと・しごと創生総合戦略の国の手引によると、基本的には単独の戦略とすることが適切ではあるものの、デジタルの力を活用した地方創生という目的が明確で目標やKPIの設定など地方版総合戦略としての内容も備えている場合は、総合計画と同一の地方版総合戦略の策定が可能とされている。先ほどの問いにもあったとおり総合計画と、こちら総合戦略には共通の指標や取組も多く、こちらの在り方については、次期5か年計画の策定のプロセスの中で方向性を検討していきたいと考えている。
- 7 令和7年度、当初の時点では、件数としては19件、約12億円の活用を予定している。
- 8 新しい地方経済・生活環境創生交付金では、全てのSDGs未来都市計画に基づく事業へ優先配分されることになったので、新たにサーキュラーエコノミー推進事業を申請している。

9 現行戦略に基づく、地方創生の交付金については、令和2年度から令和6年度までで、 延べ約50件、約14億円と見込んでいる。こちらについては、主に本県に人を呼び込 み、地域の活性化につなげる、移住や観光分野、それから地域の稼ぐ力をもたらす産業 分野や、農業分野等に活用している。こちらについて、現状においては総合戦略の八つ の基本指標に対して、六つの指標が、年度の目標を超えるなど、現行戦略に基づく、地 方創生関係交付金の活用は、大きく寄与したものと考えている。

藤井委員

- 1 こどもを生み育てるという表現だが、昨年9月の条例制定に向けて、様々な団体の皆さんから意見を聞く中で、生むことと、育てることで生み育てるとなると、生むことが前提になるかのような表現ではないかという意見を多数いただいた。生む人と育てる方が異なる場合というのは多々あると思うし、改めるべき表現ではないかという意見を多数いただいたところだが、本条例でもこういう表現を用いていないし、こども基本法でもこういった書き方はしていない。また、こども大綱は、一部用いられているところがあるが、相当限定的な用いられ方で、要は生むことと、育てることについては、書き分けるべきではないかと考えているので、その点について伺う。
- 2 KPIの中でこどもの居場所数ということで800以上と記載があるが、現行計画の中でも800で、新しい計画の中でも、以上というものがつくが800という数字である。同数で問題はないのかという意見を多数いただくので、念のため確認という意味で質問する。
- 3 生活困窮世帯等の高校進学率というKPIがあるが、現状99%で、目標も99%という指標になっているが、このKPIについては、5か年計画における、アスポート事業の利用率があるので、そちらを設定するべきだと考えるがどうか。
- 4 高校進学率99%というものを設定しているが、そのことについて事前に話を聞いたところ、アウトカム指標ということで説明をいただいた。確かに、アウトカム指標を目指していくということは大変重要なことだと思うが、99%に達しているという状況もあるので、生活保護世帯のこどもの高校進学率を、アウトカム指標として、設定できるかどうかだが、しっかりと把握をして、その取組を強化していく、こういった観点が必要ではないかと思うがどうか。

こども政策課長

1 生み育てるという表現だが、5か年計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、また、こども・若者計画案にも、そういった表現がある。生むことが前提となっている表現ではないのか、生むことと育てることを書き分けるべきではないかという意見を頂いた。例えば、こちらのまち・ひと・しごとであるが、47ページには子育てに魅力を感じるまちづくりの推進という中で、安心してこどもを生み育てることの喜びを感じられる社会づくりを進めるという表現がある。こちらの項目には、保育サービスの充実とか、子育て環境の整備などについて記載をしており、これらの取組については、こどもを出産した方や出産した家庭だけでなく、里親であるとか養子縁組などの形で、こどもを告育する家庭も広く含めて取り組んでいるものである。これを一つの例としているが、こどもを出産した家庭だけでなくて、様々な背景により、こどもを迎え入れた家庭が、こどもを育んで慈しんでいることを含めて、こどもを生み育てるという表現をしている。

こども支援課長

2 令和5年12月に国からこどもの居場所づくりに関する指針が発表され、それによると県と市町村の役割分担が示された。市町村はこどもの居場所づくりの環境整備をすると定められている。このような、新たな役割分担を踏まえると、こどもの居場所の整備については、市町村がそれぞれの地域の特性を踏まえて検討し、こどもを支援したいという地域の住民の方、地域の団体の方と協力しながら、推進していくことが重要であると考えている。設置数について、県で具体的に数値を定めることは、余りなじまないものと考えている。ただ現状では、こどもたちの身近な場所にこどもの居場所があるということが非常に大事だと思っており、そういう観点から現行の計画では、小学校区を目安として800か所以上という目標を設定しているが、この身近な場所に、こどもの居場所があるという考え方が非常に大事だと思っているので、この考え方は、引き続き踏襲をして、今後は、その数ももちろん大事であるが、質の面やあるいは継続的に居場所を運営していただくことがより大事ということを考え、新しい計画でも、数値の目標としては、引き続き公立小学校の数を目安として、800か所以上ということで設定をした。

社会福祉課長

- 3 生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3、「県民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる」の指標として、第1期の計画から継続して設定をしている。指標の設定に当たり、アウトカム指標である高校進学率がふさわしいと考えて、目標値を第1期計画の98%から、第2期計画では99%、第3期計画では99%以上ということで、より高い目標となるように設定をしている。この5か年計画の指標である、生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率60%と、まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標の両方を、達成できるように取り組んでいくことが重要だと考えている。
- 4 こどもの学習生活支援事業は、貧困の連鎖を断つ取組として埼玉県が始めたというところがあり、生活保護世帯のこどもの状況を把握するということは重要であると考えている。このため、生活保護世帯のこどもの高校進学率、これは把握をしていきたいと考えている。また、高校進学率の向上という部分については、5か年計画の指標である学習支援事業利用率を引き上げることで、裾野を広げて高校進学率、学習教室に参加されている高校進学率を、一般世帯並みの99%以上に維持していくということで、生活保護世帯のこどもの高校進学率の向上というものに努めていきたいと考えている。

藤井委員

学校区ごとに800か所ということであるが、先ほど言及したガイドラインにあるとおり、これからこどもの居場所についてはユニバーサル型やターゲット型など、多様な居場所を策定していくという状況の中で、学区内にユニバーサル、ターゲットとか複数存在することもあり得ると思う。そういうことになると800では足りないと思うが、そういった意味において、現行計画で800、新規計画でも800ということは、間違ったメッセージになるのではないかという懸念があるがどうか。

こども支援課長

確かに、いろいろなこどもの居場所には様々なターゲット型やユニバーサル型など、様々な型があるのは承知しているが、実際に県や市町村行政の側だけで主導権をとって整備で

きるものではないので、あくまでも地域で運営をしたい、やってみたいという方がいて初めて、こういう場所というのは成り立っていくものであるので、結果的に一つの学校区に複数のものがあることは、それは大変望ましいことだと思っているが、そこについて、県で数値の目標として設定することについては、なかなかなじまないと考えている。ただ、様々こどもたちが利用しやすいような、いろいろな種類の居場所ができることは非常に望ましいということで、そういう方向での支援を検討していきたいと考えている。

計画調整課長

先ほど、水村委員からの質問の答弁の中で、総合計画と総合戦略の統合の自治体数について、本年1月の時点でと申し上げたが、こちらは、令和6年1月の時点であった。おわびして訂正する。

細田委員

- 1 TXに対する基本的な考え方、姿勢について、TXというのは新しい発想の取組ではなくて、今までやってきた改善の延長線上にあるものと思っている。本県でも平成16年には「3Sカイゼン」や、「もしも埼玉県庁が株式会社だったら」という取組をしてきて、細かな業務改善を表彰するような仕組みで、そういったことを奨励されてきたと思っているが、中身を見ると納得する案もある一方で、ややダイナミズムに欠けるような改善、課内の改善にとどまっているような印象を受けている。もちろん、そういった小さな積み重ねは大事だということを認めた上で、今回のTXに変わる以上は、進化していただきたいというところで、TXというのは、トランスフォームが完成をすると、課内の一つの係がなくなってしまうとか、そもそも課が一つなくなってしまうような、新しいスキームが生み出される、何年かに一度かもしれないが、そういったことが提案されるのが、TXになった意義と思っている。それを踏まえて先ほどの300人の研修が、そういった大きな組織を改編するような改善まで見据えた内容になっているのかどうか。
- 2 そういった組織改編を含むような改善案がリーダーから上がってきた場合に、それを 実行する意思が執行部にあるのかどうか伺う。

デジタル政策幹

- 1 まず、今年度リーダー育成研修をやっていて、当然基礎的なツールの利用等の研修もあるが、業務改革とかもう一段上の、研修も含めて進めている。今後もそういった単なる小手先の改善ではなく、きちんと改革につながるような研修も含めてリーダーの育成をしていきたいと考えている。
- 2 今年度まだ、課がなくなるような改善はまだ出ていないが、TXコンテストを開催して、集合で研修を受けなければいけなかったのを、ウェブ研修に変えて、全く県民が、 浦和とか熊谷に来ないで済むようになった。そういった大幅な改善も見られているので、 こういうものを一歩進めた改善が出てくることも期待している。その際には庁内いろん な各課と調整をとり、きちんとそういった成果が、形になるように進めていきたいと考 えている。

横川委員

幅の広い歩道の整備延長について、最初にこの数字を見ると、年間11キロ歩道整備するという目標値にしか見えないが、中にはいろんな部局的な戦略もあってしかりだと思う。

それを計画的にちゃんと進めていける、その数値が11キロだという根拠をしっかり示すべきだと思うが状況について伺う。

道路街路課長

年11キロの整備で今回計画しているが、今回の計画の中には、歩道整備延長、歩道だけではなくバイパスによる道路改築事業や、交差点による整備した延長も含まれている。歩道整備については、通学路の整備等を重点的に行っていて、通学路については、おおむね5年ごとに通学路安全総点検を、さいたま市を除く62市町村で、学校関係者や保護者が、歩行者目線で通学路安全総点検を実施している。現在、4年度から令和8年度までの5か年として、第5期の計画を実施中である。点検結果によって、県対策が必要な個所として、869か所となっている。そのうち歩道を整備すべき箇所として、それについては現在140か所の整備を、国の補助金を活用して行っている。現在、通学路の整備については、令和3年6月に、千葉県の八街市において、通学児童の列にトラックが突っ込んで小学生2名が亡くなるという痛ましい事故があったが、そういったことを受け、国の重点事業として位置付けられている。県としても、そういった機会を逃すことなく、予算要望行っており、先日急施案件で議決いただいたが、約74億円を計上した。引き続き、県民の安心安全のために歩道整備を積極的に行っていく。

横川委員

私もこどもがいて、PTAを通じて危険な通学路個所の要望や情報を集めることも知っているので、それが、子育てしやすいというところにも関連付けられて、こどもたちが通う通学路をターゲットにして、整備を進めていると思うが、ただ、これまで県土整備部等々を聞いた中で、一つ若干不安点は、もともと未整備だった歩道がどれぐらいできていて、あるのだが狭あい、狭いから拡幅したのがどれくらいとか。新規の例えば、バイパス整備に伴った歩道整備なのかという、その種別ごとの延長なり、それを目標にして、やっぱり予算付けてはなかなか難しいと思うのでそれはいいが、ただどれぐらい実績があるのかという情報は、今後の例えば、5か年の何か施策に向けての参考値になるような情報はとるべきだと思う。ここに、せっかく子育てしやすい環境とか、こどもたちの関係が書いてあるのと、これ高齢者のことにも少し配慮したバリアフリーとかそういった視点もある。だから、そういう該当するところが何か所あって、実際に解消率がどれぐらいできたのかというような数値を蓄積していくことが、これから具体的よりターゲットを定めた施策につながると思うが、情報を取っていくことについて考えを伺う。

道路街路課長

歩道の整備に当たっては、これまで交通事故の発生状況や、歩行者の交通量、通学路の 指定状況、歩道の有無などの現地の状況や、地元からの要望、協力状況等を勘案して、事 業評価を行った上で、事業箇所の選定を行っている。事業期間の短いもの、いわゆる歯抜 け歩道については、おおむね2年から3年で事業完了をするものもある。歩道未整備箇所 等、幅の狭い歩道整備箇所を現時点で分けて目標値を設定することは困難であると考えて いる。高齢者に対する配慮については、そういったものの数値的にも役立つだろうという ことで、2項目に分ける視点も踏まえ、当該指標の実績報告時に内訳を併記することを前 向きに検討していく。

白土委員

今回の八潮市で発生した道路陥没事故に関して、下水道の老朽化対策という災害耐力の低下に対する対応が喫緊かつ重大な課題であることを改めて浮き彫りにさせたものであるが、現行5か年計画において、下水道などインフラにおける老朽化対策はどのように位置付けられているのか伺う。

計画調整課長

下水道施設については、分野別施策2「大地震に備えたまちづくり」の中で、耐震化の 実施を、また、分野別施策3「治水・治山対策の推進」の中で、主に市町村における下水 道施設の整備支援を位置付けているが、老朽化対策については明記されてない状況である。

白土委員

大地震や市町村への支援ということで、明記されてないということだが、今回、社会に 大きなインパクトを与えた事故の重大さを加味して、計画の実効性を担保するためには、 中間年度に行うローリングによる変更だけではなく、社会経済情勢の著しい変化への対応 として、計画変更を行うべきではないのかと考えるがどうか。

計画調整課長

今回の八潮市の道路陥没事故については、現在、国や民間団体等の協力の下、救出活動を最優先に、緊急的な応急措置を行っている。今回の事故発生の原因究明については、第三者委員会で行う必要があると考える。また、国においても、有識者委員会において、インフラの老朽化対策について検討を行っているという状況であることから、現時点で、5か年計画を変更することは考えていない。なお、5か年計画では、社会経済情勢の著しい変化が生じた場合は、必要に応じて、計画の変更を行うこととしているが、老朽化対策を含む今回の事故を踏まえた対応については、検証や対策が整理された後、次期5か年計画において位置付けることを担当部局とともに、検証していきたいと現時点では考えている。

【第56号議案に対する修正案の説明】

白土委員

第56号議案「埼玉県5か年計画等の変更について」に対する修正案について、提案者を代表して説明する。本年1月28日、八潮市で発生した道路陥没事故は、下水道の老朽化対策という災害耐力の低下に対する対応が喫緊かつ重大な課題であることを改めて浮き彫りにさせたところである。一方、現行5か年計画における下水道の老朽化対策の位置付けについて、明記がされていないことを先の本委員会において確認した。埼玉県5か年計画に係る中間年度に当たる変更は、原則として目標設定の見直しについて実施するものであるが、社会経済情勢の著しい変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の変更を行うこととされている。このため、県民生活の安全・安心の確保には、必要な対策を講じることを明確にする必要があることから、長峰委員、須賀委員、杉田委員、高橋稔裕委員、千葉委員、藤井委員、横川委員、細田委員、そして私との連名で修正案を提案する。修正内容については、第2編1(3)イ「大地震に備えたまちづくり」において、見出しの「大地震」を「大地震等」に修正した上で、(ア)施策内容に、「流域下水道事業は事業着手から50年が経過する中、災害耐力の低下への対応は喫緊かつ重大な課題となっています。このため、県土の強靱化に必要不可欠な老朽化対策を推進します。」を追加する。併せて、(イ)主な取組に、「下水道の老朽化に対応した強靱化の推進」を追加する。

【第57号議案に対する修正案の説明】

白土委員

第57号議案「第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」に対す る修正案について提案者を代表して説明する。本戦略については、先日の5か年計画等特 別委員会で質疑を行ったところであるが、質疑結果を受けて、我が会派で検討を行った結 果、文言表現、指標について修正すべき事項が見受けられたので、長峰委員、須賀委員、 杉田委員、高橋稔裕委員、千葉委員、藤井委員、横川委員、細田委員、そして私との連名 で修正案を提案するものである。昨年の9月定例会において、議員提案により全会一致で 可決した「こども・若者基本条例」は、こども・若者が有する権利が保障され、こども・ 若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長することができる社会、 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育ち・子育てに希望や喜び を感じ、幸せに過ごすことができる社会を目指すものである。提案された計画には、4(2) ウ(イ)の「子育てに魅力を感じるまちづくりの推進」及び4(3)ア「結婚、妊娠・出 産、子育てへの支援」において、「産み育てる」、「生み育てられる」という表現が使われて いるが、これらは出産が子育ての前提とする表現であり、こども・若者基本条例を踏まえ ると対象が限定されていると考える。先の本委員会において、総合戦略で用いられる「生 み育てる」という表現について執行部に確認したところ、こどもを出産した家庭だけでな くて、様々な背景により、こどもを迎え入れた家庭が、こどもを育んで慈しんでいること を含めているとの答弁があった。そうであるならば、「産み育てる」、「生み育てられる」と いう表現は、「生むことや、育てることができる」という表現に改め、こどもを生む方のみ ならず、こどもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者もその対象に含む表現とす べきである。

次に、4(3)エ(カ)の指標「生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校 進学率」についてである。この高校進学率という指標は99%であるが、その対象は学習支 援事業に参加したこどもたちである。先の本委員会において、この指標について確認したところ、貧困の連鎖を断つ取組である学習支援事業において、生活保護世帯のこどもの状況を把握することは重要であり、学習支援事業の利用率を引き上げ、参加者の裾野を広げ、生活保護世帯のこどもの高校進学率向上に努めていきたいとの答弁があった。アウトカム指標である学習支援対象者の高校進学率も大事だが、学習支援事業に参加しているこどもたちのみならず、生活保護世帯におけるこどもの学習支援事業への参加を増やし、学習意欲を高めていく指標の方が県の取組の目標として適当であると考える。このような点を踏まえ、貧困の連鎖に関する指標として「埼玉県5か年計画」で設定されている「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」を設定すべきである。以上、第56号議案及び第57議案において修正を求めるものである。

【第61号議案に対する修正案の説明】 藤井委員

第61号議案「埼玉県こども・若者計画の策定について」に対する修正案について、提案者を代表して説明する。本計画は、「こども基本法」施行後、また、令和6年9月定例会で我が会派が提案した「埼玉県こども・若者基本条例」の全会一致での可決後に、こどもまんなか社会の実現に向けて、取組内容や目標などが具体的に策定された初めての計画であり、大変重要なものであると考えている。本計画は、本定例会の福祉保健医療常任委員会において調査が行われ、我が会派では、これまで児童福祉や保健、教育分野など、様々な分野の有識者や関係団体と意見交換を重ね、こども・若者が有する権利や政策に関する知見を深めてきた中で、審査を行った。審査の結果、調査報告書のとおり、その表現を修正すべき項目や、新たに指標を設定すべきと考える項目が見受けられたため、長峰委員、須賀委員、杉田委員、高橋稔裕委員、千葉委員、横川委員、細田委員、白土委員、そして私との連名で、修正案を提案する。それでは、配布した修正案資料に基づき、主な修正点を説明させていただく。

まず、修正案 1 ページ、第 1 章 I 「 1 計画策定の趣旨」などにある「こどもを生み育てる」という表現について、福祉保健医療委員会では「こどもを出産した家庭だけでなく、里子や養子縁組など様々な背景によるこどもを迎え入れた家庭がこどもを育むことを含めている」との答弁も踏まえ、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」は明確に区別すべきものとして修正を行っている。なお、本計画で「こどもを生み育てる」という表現を使用している箇所が複数あるが、同様の修正を行っている。

次に、修正案4ページ、第2章1(1)ウ及び5(1)ウにおいて、こどもの悩みに関する相談窓口である「子どもスマイルネット」については、福祉保健医療委員会では、「こども自身が相談できる相談窓口として様々な相談が寄せられる」との答弁があった。しかし、「子どもスマイルネット」への相談件数のうち、こどもからの相談は、令和5年度では全体の12.5%しかない。こどもが自らの環境を理解できず、適切な相談窓口にたどり着けないことも想定されるため、様々なことを相談できる「子どもスマイルネット」は、こどもにとって重要な相談窓口であると考える。そのため、相談方法の拡大や関係機関との更なる連携を図ることなどにより、こどもが相談しやすい環境を整備していくことを明記するものである。

次に、修正案5ページ、第2章9(4)ク「健康教育の推進と健康の確保・増進等」に おいて、福祉保健医療委員会では、これまでの身体の仕組みや思春期における身体の変化 などの指導に加え、「生命の安全教育」に取り組むとの答弁があった。こどもが性を正しく 理解し、適切な行動をとることができるようにするためには、性に関する知識を包括的に 学べる教育を推進することが必要と考え、その点を明記するものである。

最後に、修正案6ページ、指標No.8において、「こどもの貧困対策の推進、配慮を要するこどもへの支援」の指標として「生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率」が新たに設定された。アウトカム指標である学習支援対象者の高校進学率も大事だが、学習支援事業に参加しているこどもたちのみならず、生活保護世帯におけるこどもの学習支援事業への参加を増やし、学習意欲を高めていく指標の方が県の取組の目標として適当であると考える。このような点を踏まえ、「埼玉県5か年計画」と同様に「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」を指標に設定するものである。そのほか、言葉の表現やその取組の内容を修正しているが、詳しくは資料を御確認いただきたい。以上、第61号議案において修正を求めるものである。

【第56号議案、第57号議案及び第61号議案に対する修正案に関する質疑】 小早川委員

生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率の指標を生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率に修正しているが、貧困の連鎖の解消には、生活困窮世帯への支援も非常に重要であると考えている。生活困窮世帯への学習支援に関して、どのように考えているのか。

白土委員

貧困の連鎖の解消には、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援事業の実施を充実させることが非常に重要だと考える。原案の「生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率」に関する指標は、その対象が学習支援事業に参加しているこどもに限定されており、学習支援事業に参加していないこどもの実態を捉える必要があると考えた。こうした中、生活保護世帯と異なり、生活困窮世帯には、明確な基準が存在せず、生活困窮世帯のこどもの全体像を把握することも困難であるため、指標や附帯決議において、具体的な取組を求めることも難しいと考えた。生活困窮世帯のこどもの支援に関しては、こどもの貧困対策の推進として、本計画に規定された学習支援に関する施策の実施状況をしっかりとチェックし、必要に応じて適切な対応を求めたいと考える。

井上委員

- 1 5か年計画の修正案について、第2編1(3)イの見出しについて、大地震等としたが、今回の八潮の事故などを踏まえると、大地震・老朽化等に備えたまちづくりと、老朽化という事態を明示することも、検討されてもよかったのかなと思うが、この点についての提案者の見解を伺う。
- 2 (イ)主な取組について、Cに水道施設の耐震化の実施、Dに下水道施設の耐震化の 実施というのがある。今回、八潮市の事故を踏まえて、下水道に関する記載を追加され るという提案だが、埼玉県水道用水供給事業も、同じく事業開始から60年近く経過を している。それであれば、今回のローリングを機に、例えば、今回の提案で言えば、下 水道の老朽化に対応した強靱化の推進を加筆修正されている。これを、上下水道のよう にする、若しくは、水道施設の老朽化に対応した強靱化の推進を書き加えるといった検 討があってもしかるべきと思うが、提案者の見解を伺う。
- 3 こども・若者計画について、⑤第1章3将来像3、先ほど提案説明の中で、このこど

- も・若者計画の中に複数存在する、生み育てるとの表現は、生むことや、育てることと 置き換えていくといった発言があったが、ここの章においては、こどもを生み育てるこ とを、こどもを育てることとしている。他の項目のように、生むことや、育てることと しなかった理由を伺う。
- 4 ⑧第1章3-3(2)目指すべき将来像について、本来、この項目は、性別にかかわ らず、子育て当事者の女性と男性がともにこどもと過ごす時間をつくること、相互に協 力しながら子育てをすることを示す記載であったという認識をしている。提案者の修正 理由に理解はするが、男性がもっと関わるべきというメッセージ性が弱まると考える。 例えば、こどもを育てることに共に責任を持つ保護者、養育者が性別にかかわらず、こ ういった記載を行うことも検討すべきと考えるが、提案者の見解を伺う。
- 5 ③第2章9(4)クのウである。命の安全教育の後に、様々、文言を追加しているが、 この中の暴力等、安全確保という記載は、正にこの命の安全教育が行っていることであ ると考えるが、この点についての見解を伺う。

白土委員

- 1 今回は5か年計画のローリングということで、執行部が修正したものに関しては修正 をし、新たな計画である、こども・若者計画との整合性に関するものも修正をしたが、 それ以外の執行部が修正していない部分に関しては、ローリングの段階で、修正は最小 限にとどめるべきであろうと我々は考え、最小の加筆をするという形で、大地震に等を 加えたものである。こうすることにより、見出しの部分が微細な変更ということで、ほ かの部分に影響をせず、修正ができると考え、このような対応をした。
- 2 上水道の老朽化についても課題があると認識はしているが、他の部分に大きく影響し て、執行部が修正していない部分の変更ということで、今回は1月28日に起こった、 道路陥没事故に大きく影響がある下水道にさせていただき、修正をしたところである。

藤井委員

- 3 子供を生み育てることに関連する表現であるが、文章の中の前段部分に、こどもを持 つことという表現があるが、ここの部分に生むことを表されていると考えたところであ る。
- 4 男性育児の促進も、この修正理由に書いたとおり重要だと考えている。一方、性別に かかわらずと記載することで、男女間の家事育児に限定されてしまうと考えたところで ある。本規定は、男性の育児促進を重要とした上で、女性と男性の協力も含めて、多様 な家族の在り方に配慮した表現としているところである。
- 5 暴力と安全の確保の部分は、命の安全教育に含まれると考えている。一方、原案だと、 こどもが性を正しく理解し、適切な行動をとることができるために、具体的にどのような 知識を学ぶことができるのか、不明確であったと考えたところである。そのため、本修正 案の趣旨は、暴力と安全確保の内容も含めて、性に関する包括的な知識を学ぶことができ る、教育を推進することを明記したものとした。

【第56号議案の原案及び修正案、第57号議案の原案及び修正案、第58号議案ないし第 60号議案並びに第61号議案の原案及び修正案に対する討論】 城下委員

第56号議案及び修正案、並びに第60号議案について、反対の立場から討論する。

今回は計画の実効性を担保するため、中間年度となる令和6年度に、計画に記載した内容開始後に生じた差異を検証し、施策指標について必要な見直しを行うとしている。

まず、変更指標1の渇水時における水源の確保割合の思川開発事業工期の変更についてである。本事業は、既に7回ほど計画変更がされ、総事業費は2,100億円、県負担は272億円にもなっている。事業参加の理由として、治水、利水を掲げているが、明確な根拠は、いまだ説明できず、更なる事業費の増加も懸念される。修正案については、原案に流域下水道の老朽化対策の推進を盛り込むもので、必要な修正と考えるが、議案に反対であることから反対するものである。

変更指標13の温室効果ガスの排出削減率についてである。県が掲げている2030年度まで、温室効果ガス排出削減目標の46%は国と同様であり、この目標自体が低く過ぎる。地球温暖化がハイスピードで進行する現状からも、長野県のように国の基準を上回る目標を掲げるべきである。

以上の理由から反対する。

【第57号議案に対する附帯決議を求める動議についての説明】 白土委員

第57号議案に対する付帯決議案を、長峰委員、須賀委員、杉田委員、高橋稔裕委員、 千葉委員、藤井委員、横川委員、細田委員、そして私との連名で提案する。説明について は、案文の朗読をもって代える。

第57号議案「第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略について」について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

- 1. T X の推進にあたっては課内の既存の業務の改善のみならず部局横断で事業を見直し、 結果として組織改編を伴うことも厭わない抜本的な改革案を提案できるリーダーを育 て、T X の成果を定量的に評価すること。
- 2. 農家一戸当たり生産農業所得の指標で、専業・兼業全ての農家の動向を確認し、現状の把握に努め、農業を志す魅力を高められる指標や目標値を研究すること。
- 3. こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。
- 4. 「子育て支援の充実」について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として「生活 保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上するた めの取組を行うこと。以上である。

【第61号議案に対する附帯決議を求める動議についての説明】 藤井委員

第61号議案に対する付帯決議案を、長峰委員、須賀(委員、杉田委員、高橋稔裕委員、 千葉委員、横川委員、細田委員、白土委員、そして私との連名で提案する。説明について は、案文の朗読をもって代える。

第61号議案「埼玉県こども・若者計画の策定について」について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

1. ヤングケアラーへの支援について、小学生や中学生、高校生などのヤングケアラーの 実情を把握した上で、適切な支援を推進すること。

- 2. 結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が 実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやす い情報の発信に努めること。
- 3. プレコンセプションケアの推進について、思春期のこどもが、身近な場所で性に関する様々な相談をすることができるよう、市町村における相談体制の整備を支援するとともに、その相談内容に応じて、産婦人科などの医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、必要な情報やサポートを提供することができるよう、市町村への支援に努めること。
- 4. こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。
- 5.「こどもの貧困」対策の推進について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、 「生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上 するための取組を行うこと。以上である。

【附帯決議案に対する質疑】

井上委員

- 1 DX推進リーダーは、その原案では、令和11年度に1,200名育成することを目標にしている。附帯決議1の記載をそのまま受け止めると、DX推進リーダー1,200名に、ここに記載するような役割を期待するようにも見えるが、県のこれまでの答弁ではそこまで言っていない。1,200名全員をこのようなリーダーにせよというのではなく、その中から、ここに記載があるような人が出てきてほしいという趣旨での附帯決議なのか、提案者の趣旨を確認する。
- 2 産後ケアに関するポータルサイトを既に有している。そこでは、各市町村の取組にリンクを貼るなどが行われている。産後ケア事業は、その事業の性質上、お住まいの市町村の情報を中心にチェックするものであると思うが、県が情報の収集及び整理、そして発信をすることの意義を、提案者としてどう考えているのか。
- 3 思春期のこどもが身近な場所で、性に関する様々な相談をすることができるようとある。ここの身近な場所でとあるが、これは物理的に近い、つまり相談者の住む身近な地域でという意味か。それとも例えば、多くの若者の生活において身近な学校でといった意味合いを持っているのか。東京都では、例えば、学校でのプレコンセプションケアなども行われているため、提案者の趣旨を確認する。
- 4 こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、生活保護世帯に属するこどもの高校 進学率を把握するとあるが、ここで言う指標の把握とは、この指標の位置付けをどのよ うにしたいと考えているのか伺う。

白土委員

1 TX推進リーダーについては、1,200人全員から、そういった組織改編など提案を求めるものというよりも、我々としては、研修の中で、広い視野を持ち、改革に意欲を持ったリーダーを育てていただきたい。そのような思いを持って今回決議をしたところである。

藤井委員

- 2 情報の一貫性という観点とともに、各市町村が実施する産後ケア事業など、例えば、 宿泊型や通所型、訪問型とか様々あるが、各市町村の担当課などの電話番号を記載して いるようなところがある。そこを一元的に管理することで、分かりやすい発信をしてい る都道府県もあることから、同様の取組をしっかり進めていただきたいという趣旨を込 めたところである。
- 3 いずれの考え方も、想定できるものと考えている。本人が相談に行きやすいという趣旨で記載をしたところである。
- 4 生活保護世帯に属するこどもの高校進学率であるが、国の2022年だったと思うが、 全国調査では93%ということで、状況ということで把握しているようだ。本県でもし っかり把握するとともに、その取組を様々進めることによって、その指標の向上を目指 していただきたいということを趣旨に込めた。

井上委員

指標の追加や修正案のような形で出てきていないので、計画そのものに書き込まれるということではなくて、執行部が事業を執行していく、特に、こどもの貧困の連鎖の解消に向き合うに当たって、把握しておいてほしいという意味での記載ということでいいのか。

藤井委員

質問いただいた趣旨を含めている。

【附帯決議案に対する討論】

なし